





- ✓ 2020年4月、改正健康増進法が全面施行され、受動喫煙対策は**法律によりルール化**されました。
- ✓ 飲食店など多くの人々が利用する施設では、原則「**屋内禁煙**」です。「屋内」とは、屋根があり、かつ側壁が概ね半分以上覆われている場所をいいます。
- ✓ 喫煙を認める場合は、**受動喫煙を防ぐための要件を満たした喫煙室**の設置が必要です。（加熱式たばこの喫煙を含む。）

 <p>20歳未満は立入禁止</p>	 <p>従業員への受動喫煙対策</p>	 <p>違反時の罰則等の適用</p>
<p>20歳未満の方は、従業員も喫煙エリアに立ち入らせることはできません。</p>	<p>従業員に対する受動喫煙対策も講ずることが必要です。</p>	<p>義務違反時には指導・命令・罰則等が適用されることがあります。</p>



- 通常の飲食店は、**A 店内禁煙** または **B 店内に喫煙室を設置** を選択できます。
- 既存の小規模な飲食店は、**A** または **B** に加え、経過措置として **C 店内で喫煙可** を選択できます。
（喫煙室を設けず、店内で飲食しながら喫煙可）
- **B** または **C** を選択する場合、**標識の掲示** が必要です。喫煙エリアへは、従業員を含め **20歳未満の方は立入禁止** です。



喫煙室の標識掲示

施設に喫煙室がある場合、標識の掲示が義務付けられます。

A 店内禁煙（屋内禁煙）とする場合

特段の対応は必要ありません。（店内禁煙の掲示は任意です。）

なお、屋外に喫煙場所を設ける場合は、出入口や隣接敷地の建物から離すなどの配慮をしてください。



【よくある質問】 飲食店のテラス席は屋内？ 屋外？

（答）

外気の流入が妨げられる場所として、屋根があり、かつ側壁が概ね半分以上覆われている場合には「屋内」となり、そうでない場合には「屋外」となります。ただし、テラス席については、テラス席において喫煙をした際のたばこの煙が店内に流れ込むことがないよう、側壁が概ね半分以上覆われていない場合であっても、店内との境界が壁やガラス扉等で仕切られていない場合には、屋根に覆われている場所は「屋内」として取り扱います。

（厚生労働省「改正健康増進法の施行に関するQ & A」から）

B 店内に喫煙室を設置する場合

○ 喫煙室が「たばこの煙の流出防止にかかる技術的基準」を満たす必要があります。

- ① 入口における室外から室内への風速が 0.2 m/秒以上であること
- ② 壁、天井等によって区画されていること（煙が漏れない状態）
- ③ たばこの煙が屋外に排気されていること

○ 「喫煙室の出入口」と「店舗の主な出入口」に、**標識の掲示**が必要です。

喫煙専用室を設ける場合

(喫煙室の出入口)



(店舗の出入口)



加熱式たばこ専用喫煙室を設ける場合

(喫煙室の出入口)



(店舗の出入口)



✓ 喫煙専用室では、喫煙のみ可能です。

✓ 加熱式たばこ（アイコス、グロー、ブルームテック）専用の喫煙室では、飲食等も可能です。

※標識例は香川県ホームページまたは厚生労働省「なくそう！望まない受動喫煙」Webサイトからダウンロードできます。
<https://www.pref.kagawa.lg.jp/kenkosomu/kenkodukuri/kinery/index.html>

✓ 店舗営業の広告・宣伝時にも、喫煙室設置に関する説明が必要です。

C 経過措置として、店内で喫煙可とする場合

○ 次の①～③の全てを満たす飲食店が、経過措置の対象です。

- ① 2020年4月1日時点で、現に営業している店舗
- ② 「資本金か出資の総額が5,000万円以下の会社」または「個人事業主」が経営
- ③ 客席面積が100㎡以下の店舗

○ 「店舗の出入口」に、**標識の掲示**が必要です。

✓ 店舗営業の広告・宣伝時にも、喫煙可能店である旨の説明が必要です。

○ 店舗に以下の書類を備え付ける必要があります。

① 喫煙可能室設置施設の客席部分の床面積に係る資料

客席：客に飲食をさせるために客に利用させる場所のこと。
具体的には、店舗全体のうち、客席から明確に区分できる厨房、トイレ、廊下、会計レジ、従業員専用スペース等を除いた部分。
床面積に係る資料：店舗図面等

② 資本金の額または出資の総額に係る資料（会社経営の飲食店の場合）

例：資本金の額や出資の総額が記載された登記、貸借対照表、決算書、企業パンフレット等

○ 保健所への届出をお願いします。

届出の様式や届出先については、次のページをご確認ください。



C 経過措置として、店内で喫煙可とする場合 (つづき)

○ 所定の様式に、飲食店の名称や所在地、管理権原者等を記入し、下記の管轄保健所まで提出してください。

- ✓ 宛先は、所在地を所管する保健所長 (小豆/東讃/中讃/西讃) (高松市は高松市長)
- ✓ 「管理権原者」は、受動喫煙対策の方針の判断、決定を行う立場にある者を記入。
例：受動喫煙対策に必要な設備の改修等の判断ができる者
- ✓ 届出事項に変更がある場合や、喫煙可能店であることをやめる場合は、別途届出をお願いします。

※届出書の様式や標識例は、香川県ホームページからダウンロードできます。

<https://www.pref.kagawa.lg.jp/kenkosomu/kenkodukuri/kinen/index.html>

届出書	
喫煙可能室設置施設 届出書	
令和 〇〇 年 〇〇 月 〇〇 日	
香川県 〇〇 保健所長 殿	
届出者 〇〇 〇〇	
健康増進法施行規則等の一部を改正する省令附則第2条第6項の規定により下記のとおり届け出ます。	
記	
1 施設名称	〇〇〇〇〇〇
2 1 所在地	〒〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇 (電話 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇)
3 2 事務所番号	
4 営業許可番号	第 〇〇〇〇〇〇 号
5 営業許可日	平成 〇〇 年 〇〇 月 〇〇 日
6 1 氏名 (法人にあっては、その名称)	〇〇〇 〇〇〇〇
7 2 氏名 (法人にあっては、その代表者の氏名)	〇〇 〇〇
8 3 住所 (法人にあっては、その主たる事務所の所在地)	〒〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇 (電話 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇)
9 備考	届出者 〇〇 〇〇 (連名) 連絡先 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

(注) 1 申請書には、記載をしないこと。
2 1欄には、①～③又は④～⑥のいずれかに記載すること。
3 2欄については、管理権原者が法人の場合は①②及び③欄に記載すること。それ以外の場合は①及び③欄に記載すること。
4 3欄には、届出に係る担当者の氏名、職名及び連絡先を記載すること。その他伝達事項があれば併せて記載すること。

届出先・受動喫煙対策に関する相談窓口

担当窓口	管轄地域	住所・電話番号
小豆総合事務所 保健福祉課	土庄町・小豆島町	〒761-4121 小豆郡土庄町湊崎甲2079-5 電話：0879-62-1373
東讃保健福祉事務所 健康福祉総務課	さぬき市・東かがわ市・ 三木町・直島町	〒769-2401 さぬき市津田町津田930-2 電話：0879-29-8250
中讃保健福祉事務所 健康福祉課	丸亀市・坂出市・善通寺市・ 綾歌郡・仲多度郡	〒763-0082 丸亀市土器町東8-526 電話：0877-24-9961
西讃保健福祉事務所 健康福祉総務課	観音寺市・三豊市	〒768-0067 観音寺市坂本町7-3-18 電話：0875-25-3082
高松市保健所 保健予防課	高松市	〒760-0074 高松市桜町一丁目10-27 電話：087-839-2860

国による各種支援

国により、受動喫煙対策を行う際の支援策として、喫煙室の設置などにかかる財政支援制度が整備されています。また、店舗で受動喫煙対策を行う際の相談支援事業も行われています。(主に、従業員がいる職場の受動喫煙対策として行われるものです。)

受動喫煙防止対策助成金

中小企業事業主が受動喫煙対策を実施するために必要な経費のうち、一定の基準を満たす喫煙室等の設置などにかかる工費、設備費、備品費、機械装置費などの経費に対して助成を行う制度です。

【お問い合わせ】香川労働局労働基準部健康安全課 電話 087-811-8920

生衛業受動喫煙防止対策助成金

上記助成金の対象とならない生衛事業者の方が受動喫煙対策を実施するために必要な経費のうち、一定の基準を満たす喫煙室等の設置などにかかる工費、設備費、備品費、機械装置費などの経費に対して助成を行う制度です。

【お問い合わせ】全国生活衛生営業指導センター 電話 03-5777-0341

受動喫煙防止対策に係る相談支援

職場で受動喫煙防止対策を行うにあたって発生する悩みについて、専門家が相談に応じます。

【お問い合わせ】日本労働安全衛生コンサルサント会 (令和2年度事業受託事業者) 電話 050-3537-0777

詳しい情報はこちらへ
<https://jyudokitsuen.mhlw.go.jp>

なくそう!望まない受動喫煙

